

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田中 和末

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

福祉医療部

地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

2 監査の範囲

平成28年4月から平成28年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年9月21日から平成28年12月2日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域福祉課

(1) 収入事務

ア 納期限の記載がなかった行政財産の目的外使用料及び光熱水費等負担金等雑入の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理します。

イ 督促状を発していなかった行政財産の目的外使用料の未納分について、今後は適正に処理します。（未納分は収納済み）

ウ 算定に誤りのあった施設使用料の徴収について、使用料を更正し追加徴収しました。

高齢者支援課

(1) 収入事務

ア 納期限の記載がなかった被保険者返納金の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理します。

障害者支援課

(1) 支出事務

ア 算定に誤りのあった日常生活用具給付事業費の公費負担額について、負担額を更正し返還しました。